

# 八戸市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

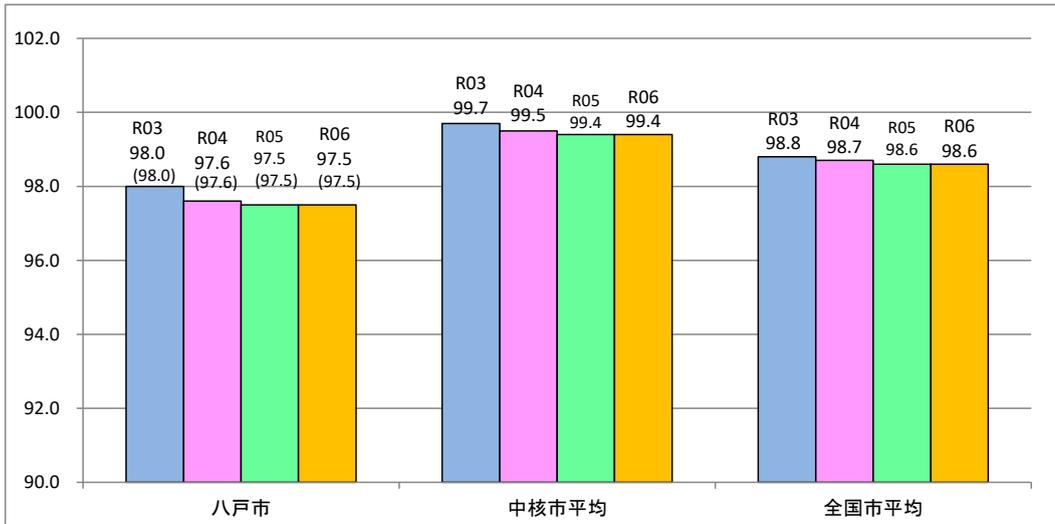
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)÷(A)	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	218,182人	108,767,060千円	3,037,042千円	10,370,380千円	9.5%	9.6%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費(B)÷(A)	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和5年度	1,195人	4,417,722千円	763,487千円	1,724,086千円	6,905,295千円	5,778千円	6,359千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)  
 3 中核市平均とは、全国中核市のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

該当なし

### (4) 給与改定の状況

八戸市は人事委員会を設置してないため、省略。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に  
取り組むとされている。

### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

一般行政職の給料表について、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じて、平均2%の引下げを実施。激変緩和のため、4  
年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表についても、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に  
準じて見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給停止とする見直しを実施。(平成29年1月1日実施)

### ② 地域手当の見直し

地域手当支給対象地域外のため、省略。

### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、制度が未制定だったので新設し、国と同様の内容で実施。(平成27年4月1日実施)

単身赴任手当について、国と同様の内容で見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

人事評価制度の運用を開始し、その結果について給与等への反映を行っている。(平成28年4月1日実施)

## (6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八戸市	40.5 歳	309,424 円	358,765 円	334,212 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
中核市平均	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
八戸市	58.1	60人	289,828	312,303	301,544	-	-	-	-
うち清掃職員	58.3	11人	288,391	318,873	301,361	(*1)	47.7	314,900	1.0
うち守衛	54.3	6人	293,783	334,315	305,656	(*2)	51.3	262,100	1.3
うち用務員	58.4	14人	292,036	301,544	300,581	(*3)	49.1	244,800	1.2
うち自動車運転手	59.1	3人	326,200	411,100	341,175	(*4)	59.6	251,000	1.6
うちその他	58.6	26人	284,138	300,258	296,689	-	-	-	-
青森県	53.5	224人	300,700	335,767	317,194	-	-	-	-
国	51.2	1,829人	288,144	-	330,553	-	-	-	-
中核市平均	50.9	183人	319,664	376,837	350,144	-	-	-	-

\*1…廃棄物処理業従業員

\*2…警備員

\*3…他に分類されない運搬・清掃・包装等従事員

\*4…乗用自動車運転者(タクシー運転手を除く)

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八戸市	4,981,540	-	-
うち清掃職員	4,877,786	4,376,300	1.11
うち守衛	5,209,584	3,481,800	1.50
うち用務員	5,040,525	3,297,300	1.53
うち自動車運転手	6,610,800	3,307,700	2.00

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された寒冷地手当及び期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	八戸市	青森県	国	
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	169,000 円	169,000 円	-

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	259,400 円	346,420 円	372,647 円	402,764 円
	高校卒	225,600 円	292,430 円	334,785 円	374,380 円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-

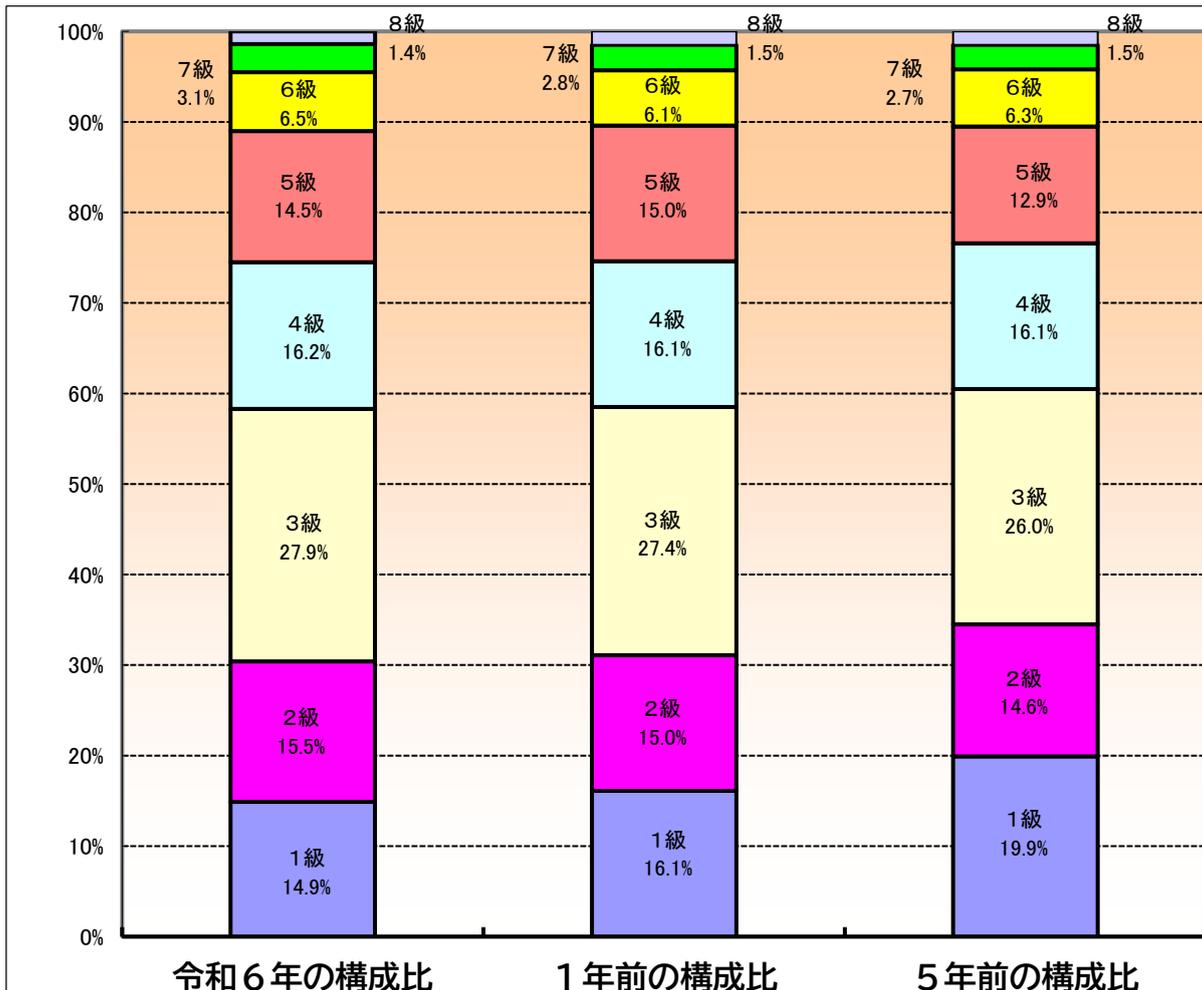
(注) 技能労務職は該当者なし。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

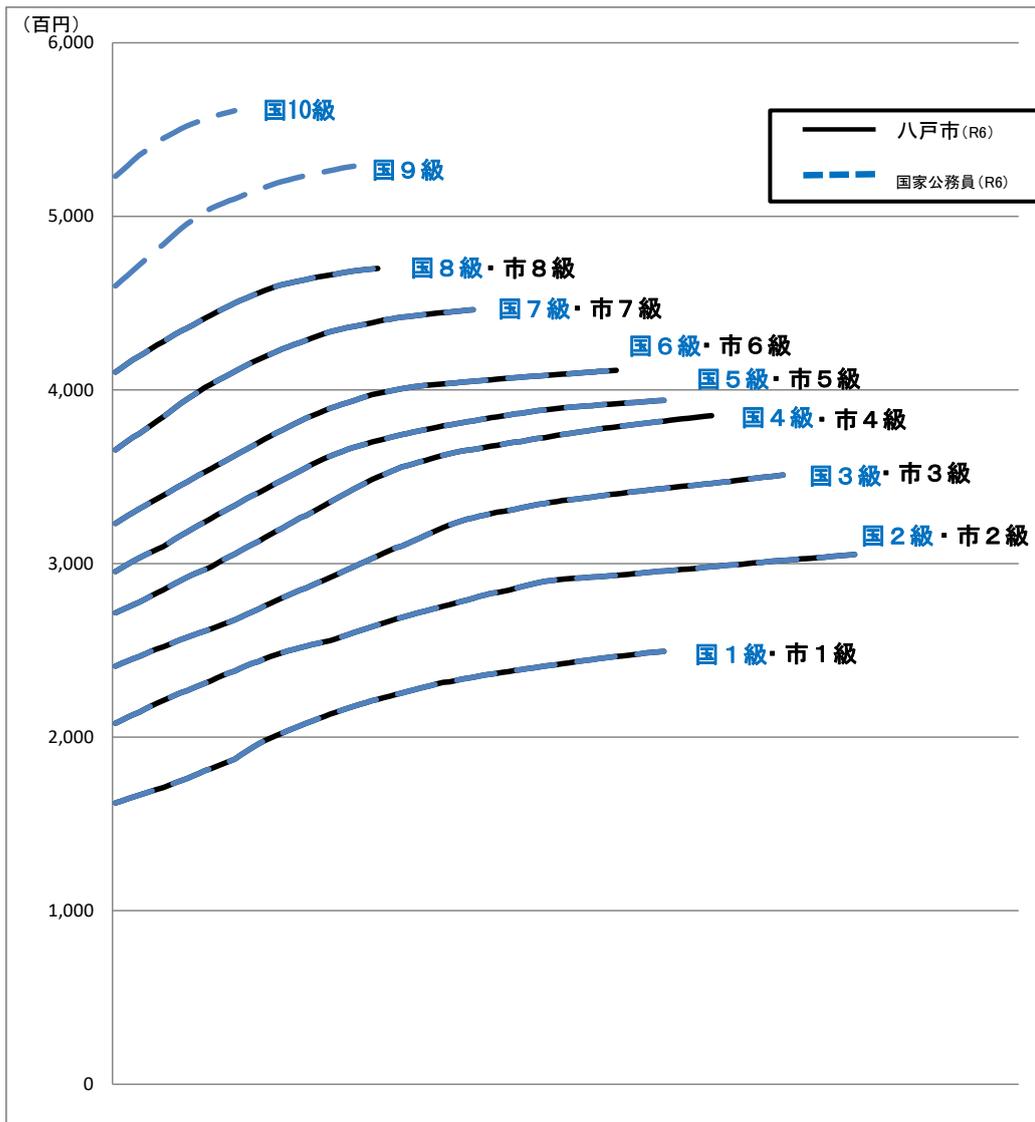
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	15人	1.4%	410,300円	470,000円
7級	次長	34人	3.1%	365,500円	446,200円
6級	課長	71人	6.5%	323,100円	411,300円
5級	副参事	159人	14.5%	295,400円	394,000円
4級	主幹	178人	16.2%	271,600円	385,200円
3級	主査	307人	27.9%	240,900円	351,000円
2級	主事	170人	15.5%	208,000円	305,200円
1級	主事	163人	14.9%	162,100円	249,400円

(注) 1 八戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八戸市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

八戸市	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,657 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八戸市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

八戸市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分		24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分		24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分		33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分		33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分		47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分		47.709 月分
最高限度 47.709 月分		47.709 月分	最高限度 47.709 月分		47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前早期退職特例措置(1～45%加算)	
1人当たり平均支給額		13,042 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当

(令和6年4月1日)

支給実績(令和5年度決算)		5,462 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,092 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都	20%	2人	20%
医師	16%	3人	16%

## (4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		25,517 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		238,475 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		7.9 %			
手当の種類(手当数)		14 種			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
感染症業務手当	医師	感染症患者又は疑いのある患者の診療業務	0 千円	日額 500 円	
	従事した職員	感染症患者等の救護、感染症の病原体の付着物若しくは付着の疑いのある物の処理又は感染症の病原体を保有する疑いのある家畜の防疫業務	5 千円	日額 260 円	
		新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	・患者等の身体接触 ・患者等に長時間にわたり接する	0 千円	日額 4,000 円
			上記以外	0 千円	日額 3,000 円
行旅死亡人取扱手当	生活福祉課の職員	行旅死亡人の収容・業務 墓地理葬法の規定による遺体・遺骨の収容・護送等業務	0 千円	回 2,900 円	
下水道清掃業務手当	下水道施設課の職員	下水道におけるごみの撤去並びに補修のために下水道管内に入って行う調査・作業 下水道処理施設において、機器等の点検・復旧作業のために直接汚水・汚泥に触れる作業	304 千円	日額 380 円	
滞納整理等業務手当	収納課の職員	外勤して行う滞納者への市税の説明及び納付交渉等の滞納整理業務 外勤して行う滞納者への説明等を伴った差押えの業務	30 千円	日額 260 円	
	下水道業務課、建築住宅課、介護保険課、こども未来課、国保年金課の職員	外勤による下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料、介護保険料、保育所入所料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付の説明・相談・交渉等の滞納整理業務	0 千円	日額 260 円	
福祉業務手当	生活福祉課の職員	外勤による生活保護を受けようとする者又は保護を受けている者の調査若しくは生活指導の業務	721 千円	日額 310 円	
	高齢福祉課、障がい福祉課、こども家庭相談室の職員	外勤による困難な事情を抱えた高齢者・障害者等で、必要とされる支援を受けようとする者の調査又は当該支援を必要とした者に対して決定された支援内容に対し直接従事する業務	13 千円	日額 290 円	
特別技術者手当	電気主任技術者等	電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者が行う業務	117 千円	月額 2,600 円	
	建築主事	建築主事が行う業務	186 千円	月額 5,200 円	
診療手当	診療所に勤務する医師	診療業務	9,792 千円	医大卒業後の経験年数1年未満 月額 218,000 円	
				医大卒業後の経験年数 1年以上2年未満 月額 220,000 円	
				以下経験年数1年毎に、 2,000円加算	
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得交渉、物件移転に係る補償交渉又は区画整理事業における換地交渉	74 千円	日額 260 円	
有害有毒物取扱手当	従事した職員	ばい煙、臭気及び水質の検査、測定	62 千円	日額 350 円	
		農薬散布作業	6 千円	日額 250 円	
		毒物等を使用する土壌分析又は水質分析(特別技術者手当を受ける者を除く)	12 千円	日額 100 円	
能率手当	診療所に勤務する医師	診療所に勤務し、一定額以上の診療収入額があったとき	12,761 千円	1月あたり上限730,000円 (診療収入額－300万円) ×20/100	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
精神保健業務手当	保健予防課の職員	精神障害者の自宅等を訪問し本人と直接面談して行う相談若しくは指導等の業務	44 千円	日額 290 円
狂犬病予防等業務手当	衛生課の職員	犬猫等の動物を、捕獲・収容する業務、又は抑留して飼育する業務、若しくは処分するための施設に移送する業務	98 千円	日額 360 円
廃棄物収集等業務手当	環境保全課の職員 (産業廃棄物) 清掃事務所の職員 (一般廃棄物)	廃棄物の収集・運搬に従事する業務、不法投棄現場及び事業場における汚水、土壌等の資料採取業務	1,020 千円	日額 380 円
道路上作業手当	地域振興課及び 道路維持課の職員	除雪作業	33 千円	日額 270 円
		特殊自動車等(グレーダー、ブルドーザー、道路清掃車、農業用トラクター、又はグレーダー若しくはブルドーザーと共同して作業するダンプカー)の運転作業	138 千円	日額(*1) 270 円
		修路作業	472 千円	日額(*1) 270 円
		排水路等の汚泥処理作業		日額(*1) 270 円

\*1・・・3時間未満は支給なし、3～5時間未満従事した場合は2分の1を支給

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	353,880 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	283 千円
支給実績(4年度決算)	415,535 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	336 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。	同		118,472 千円	223,955 円	
	配偶者					6,500 円
	子					10,000 円
	父母等					6,500 円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 加算となる額 (1人につき)		5,000 円			
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される。	異	支給限度額及び支給対象となる家賃下限額が低い	102,910 千円	291,530 円	
	借家・借間(限度額)					27,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合に支給される。	同		55,798 千円	58,305 円	
	交通機関利用者 (限度額)					55,000 円
	交通用具利用者					2,000円～ 31,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給している。	異	国の制度 (代表例) 本省課長:130,300円 本省室長:94,000円 管区機関課長 :62,300円	89,670 千円	695,116 円	
	保健所長					140,000 円
	科長					97,000 円
	部長級					76,000 円
	次長級					63,000 円
課長級	54,000 円					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給される。	異	勤務1時間当たりの単価の算出方法が異なる。	1,167 千円	233,471 円	
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日に、本来の勤務に従事しないで庁舎、備品、書類等の保全その他必要な事務に従事した場合において、その勤務回数に応じて支給される。	同		0 千円	0 円	
	1回につき(勤務時間が5時間未満の場合は50/100)					4,400 円
寒冷地手当	寒冷地手当は、国において寒冷地手当の支給地域を定めており青森県内は4級地としている。(毎年11月から翌年3月まで支給される。)	同		76,664 千円	58,612 円	
	世帯主 扶養親族あり					17,800 円
	世帯主 扶養親族なし					10,200 円
	その他の職員	7,360 円				

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)	
管理職員特別勤務手当	管理職員が、週休日、休日または平日の深夜において処理を要する臨時または緊急性を要する業務に従事した場合に支給される。(1時間未満は支給しない)			同		32 千円	7,875 円	
		週休日	平日深夜					
	部長級・科長	12,000 円	6,000 円					
	次長級・医長	10,000 円	5,000 円					
	課長級・医師	8,500 円	4,300 円					
初任給調整手当	保健所に勤務する、医師・歯科医師、獣医師に支給されます。毎年徐々に減額され、所定の年まで支払われる。			医師・歯科医師は国と同じ	獣医師は県と同じ(国にない制度)	1,575 千円	787,500 円	
		期間	初年度					最終年度
	医師・歯科医師	35年間	308,300 円					48,800 円
	獣医師	15年間	45,000 円					7,500 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市区町村長	1,062,000 円	(参考)中核市における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円	
	副市区町村長	856,000 円	960,000 円 / 696,000 円	
報酬	議 長	687,000 円	823,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	626,000 円	747,000 円 / 504,000 円	
	議 員	597,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
期末手当	市区町村長 副市区町村長	(令和5年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)
	副市区町村長	1,062,000 円 × 48 月 × 52 / 100	26,507,520 円	任期毎
		856,000 円 × 48 月 × 28 / 100	11,504,640 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

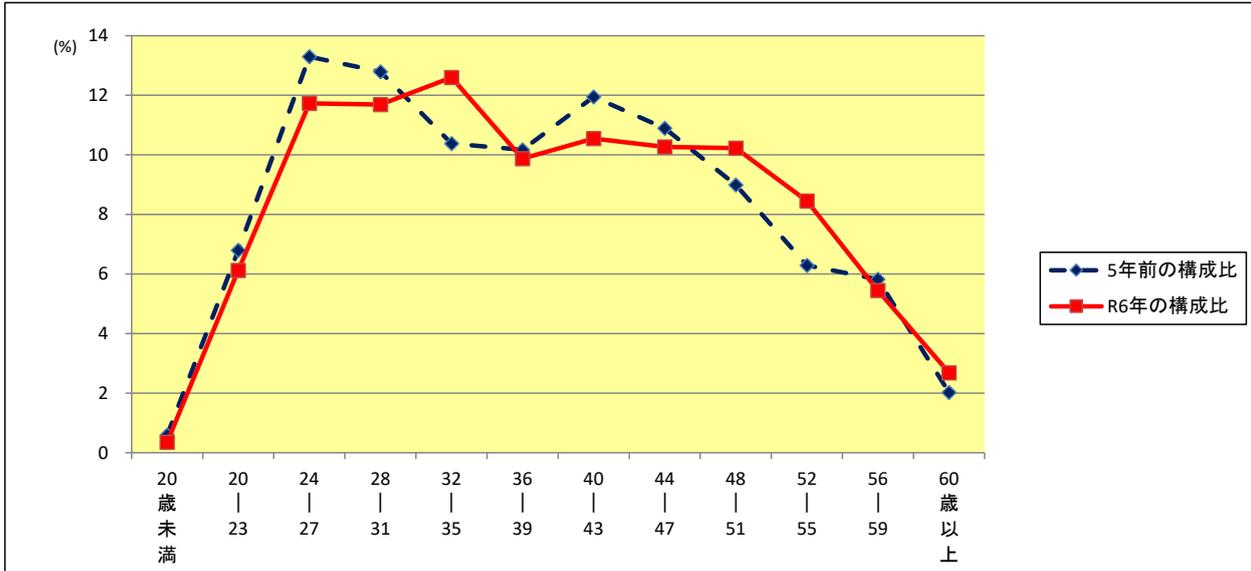
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	議 会	14人	14人	0人		
	総務・企画	322人	330人	8人	国民スポーツ大会及び国勢調査準備に伴う増	
	税 務	88人	89人	1人		
	民 生	159人	159人	0人		
	衛 生	170人	172人	2人		
	一 般 行 政 部 門	労 働	4人	4人	0人	
	農林水産	56人	57人	1人		
	商 工	50人	50人	0人		
	土 木	181人	182人	1人		
	計	1,044人	1,057人	13人	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.8 (中核市平均の人口1万人当たり職員数 47.84人)	
	教育部門	151人	154人	3人	機構改革による組織再編及び新給食センター整備に伴う増	
小 計	1,195人	1,211人	16人	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.9 (中核市平均の人口1万人当たり職員数 65.57人)		
公営企業等会計部門	病 院	1,068人	1,086人	18人	診療体制の強化による増	
	交 通	76人	75人	△1人		
	水 道	0人	0人	0人		
	下 水 道	66人	66人	0人		
	そ の 他	95人	94人	△1人		
	小 計	1,305人	1,321人	16人		
合 計	2,500人 [ 2,800 ]	2,532人 [ 2,800 ]	32人 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.9		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	9人	155人	297人	296人	319人	250人	267人	260人	259人	214人	138人	68人	2,532人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減	
一般行政	職員数	1,028人	1,028人	1,031人	1,037人	1,044人	1,057人	29人	(2.8%)
	増減		0人	3人	6人	7人	13人		
教育	職員数	161人	161人	157人	150人	151人	154人	△7人	(△4.3%)
	増減		0人	△4人	△7人	1人	3人		
公営企業等会計	職員数	1,180人	1,204人	1,244人	1,296人	1,305人	1,321人	141人	(11.9%)
	増減		24人	40人	52人	9人	16人		
計	職員数	2,369人	2,393人	2,432人	2,483人	2,500人	2,532人	163人	(6.9%)
	増減		24人	39人	51人	17人	32人		

(注) 下段「増減」欄は対前年の増減数である。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 自動車運送事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,750,075	千円 △ 153,305	千円 1,039,435	% 59.39%	% 60.35

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費(バス事業) 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 76	千円 266,182	千円 54,687	千円 98,696	千円 419,565	千円 5,521	千円 6,430

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	52.7 歳	320,717 円	460,049 円
市町村平均(バス事業)	52.4 歳	322,049 円	535,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

##### (うちバス事業運転手)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
八 戸 市	55.9 歳	42 人	304,567 円	447,186 円	バス運転者	53.4 歳	349,600 円	1.3
市町村平均	52.7 歳	43 人	315,094 円	534,456 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八戸市	5,366,232	4,195,200	1.3

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含んでいる。

4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

八 戸 市		市町村平均(バス事業)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,299 千円		1,387 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.95 月分	- 月分	- 月分
( 1.375 )月分	( 0.925 )月分	( - )月分	( - )月分

八戸市	市町村平均(バス事業)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~20%	(加算措置の状況)

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

八戸市			市町村平均(バス事業)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	15,827 千円		1人当たり平均支給額	11,032 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4~5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非達によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

支給対象職員がないため、省略。

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給対象職員がないため、省略。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	32,703 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	442 千円
支給実績 (4年度決算)	30,948 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	418 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。	同	-	8,762 千円	213,707 円	
	配偶者					6,500 円
	子					10,000 円
	父母等					6,500 円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 加算となる額 (1人につき)	5,000 円				
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される。	同	-	3,601 千円	276,992 円	
	借家・借間(限度額)					27,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)		
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合に支給される。	同	-	3,113 千円	51,026 円		
	交通機関利用者 (限度額)					55,000 円	
	交通用具利用者						
	2,000円～ 31,600円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給している。	同	-	1,668 千円	834,000 円		
	部長級					76,000 円	
	次長級					63,000 円	
	課長級	54,000 円					
寒冷地手当	寒冷地手当は、国において寒冷地手当の支給地域を定めており青森県内は4級地としている。(毎年11月から翌年3月まで支給される。)	同	-	4,840 千円	74,462 円		
	世帯主					扶養親族1～2人以上	17,800 円
						扶養親族なし	10,200 円
	その他の職員	7,360 円					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給される。	同	-	584 千円	12,705 円		

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 23,992,705	千円 174,176	千円 10,580,567	% 44.10%	% 45.08

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費(病院事業)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,036	千円 3,854,349	千円 1,969,317	千円 1,486,195	千円 7,309,861	千円 7,056	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	42.0 歳	457,115 円	1,061,049 円
市町村平均(病院事業)	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	38.0 歳	280,451 円	366,344 円
市町村平均(病院事業)	41.3 歳	303,695 円	498,220 円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 戸 市	38.0 歳	278,603 円	341,968 円
市町村平均(病院事業)	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八 戸 市		市町村平均(病院事業)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,375 千円		1,493 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
医師 2.90 月分	2.05 月分	- 月分	- 月分
医師以外 2.45 月分	1.95 月分	- 月分	- 月分
( 1.375 )月分	( 0.925 )月分	( - )月分	( - )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算:5~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八戸市			市町村平均(病院事業)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額		1,828 千円	1人当たり平均支給額		3,445 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日)

支給実績(令和5年度決算)		133,604 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,035,690 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医 師	16 %	129 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1,135,966 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,341,165 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		78.0 %		
手当の種類(手当数)		17種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症業務手当	医師	感染症患者又は疑いのある患者の診療業務	- 千円	日額 500 円
	従事した職員	感染症患者等の救護、感染症の病原体の付着物若しくは付着の疑いのある物の処理又は感染症の病原体を保有する疑いのある家畜の防疫業務	- 千円	日額 290 円
調剤手当	薬剤師	調剤業務	- 千円	月額 50,000 円
放射線取扱手当	放射線科の職員	放射線科に勤務する職員でエックス線その他の放射線の照射業務(医療技術業務手当の支給を受ける者を除く)	- 千円	月額 4,200 円
	上記以外の医師、診療放射線技師	上記以外で、エックス線その他の放射線の照射業務	- 千円	日額 290 円
	看護師等	同上	- 千円	日額 210 円
死体処理等手当	医師、看護師	死体処理業務	- 千円	件 630 円
	医師、看護師	死体解剖業務	- 千円	件 1,260 円
特殊病棟勤務手当	看護師等	精神病棟において、精神病患者を救護する業務に従事する職員(給料の調整額を受ける者を除く)	- 千円	日額 (3時間以上 従事した場合) 200 円
夜間看護手当	看護師等	深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(2時間未満)	- 千円	勤務 2,150 円
		深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(2時間~4時間未満)		勤務 3,100 円
		深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(4時間~7時間未満)		勤務 3,550 円
		深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務(7時間以上)		勤務 7,300 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
診療手当	院長	診療業務	-	月額 400,000 円	
	副院長	同上		月額 350,000 円	
	診療局長	同上		月額 330,000 円	
	診療局次長	同上		月額 310,000 円	
	部長、医長	同上		医大卒業後の経験年数 3年以上4年未満	月額 239,000 円
				医大卒業後の経験年数 4年以上5年未満	月額 241,000 円
	医師	同上		医大卒業後の経験年数 2年以上3年未満	月額 170,000 円
				医大卒業後の経験年数 3年以上4年未満	月額 172,000 円
				以下経験年数1年毎に、 2,000円加算	
	精神神経科の医師	精神神経科の医師の診療業務		月額 100,000 円	
	麻酔科の医師	麻酔科の医師の診療業務		月額 60,000 円	
	全医師	他の自治体病院等の応援診療に従事したとき		- 千円	勤務1回につき当該自治体病院等との協定等で定める1日当たりの負担金の額に100分の80を乗じて得た額
	全医師	宿日直(診療局、小児科、産科、婦人科及び救命救急センターに限る。)の日または正規の勤務時間外に救急医療に従事したとき			勤務1日につき10,000円
	全医師	正規の勤務時間以外の診療業務			1時間につき 3,000円
	部長以上の職にある医師	離院後に救急患者を診察するために出勤したとき			4時間帯ごと 8,000円
	医長以下の職にある医師	同上			4時間帯ごと 6,000円
	全医師	診療情報提供書等を作成したとき			文書料の20%に相当する額
	全医師	麻酔業務(正規の勤務時間内)			麻酔科以外の医師 10,000円
				麻酔業務(正規の勤務時間外)	麻酔科の医師 10,000円 麻酔科以外の医師 20,000円
	産科及び小児科の医師	ハイリスク分べん(多胎分べん及び帝王切開の場合を除く。)			10,000円
多胎分べん(帝王切開の場合を除く。)			1胎につき 10,000円		
帝王切開			10,000円 (但し、従事した医師3人まで)		
全医師	健康診断に係る胸部X線写真読影業務に従事した場合		60,000円		
救急医療待機手当	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師、准看護師、救急救命士	救急医療に従事するため自宅又はこれに準ずる場所での待機 平日(午後5時00分から翌日の午前8時45分まで)	- 千円	回 2,000 円	
		救急医療に従事するため自宅又はこれに準ずる場所での待機 ○休日等(午前8時45分から翌日の午前8時45分まで)		回 4,000 円	
洋上救急手当	医師	洋上救急協力協定に基づき、海上での急病人の診療等	- 千円	回 60,000 円	
	看護師等	同上		回 30,000 円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
航空業務手当	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う、救急の医療又は患者の介助、搬送等	- 千円	時間 1,900 円
助産師業務手当	看護師(産婦人科病棟で助産師の資格を有した者)	助産業務	- 千円	月額 3,600 円
		分べん業務	- 千円	月の分べん件数に5,000円を乗じ当該月の分べん業務従事した助産師の人数で除して得た額
認定看護師等手当	専門看護師	当該認定または指定に係る看護分野の業務	- 千円	月額 5,000 円
	認定看護師			月額 3,000 円
理学療法手当	リハビリテーション科の医師、技師、療法士	理学療法業務(医療技術業務手当の支給を受ける者を除く)	- 千円	月額 3,000 円
医療技術業務手当	看護師、准看護師、臨床心理士及び精神保健福祉士	精神病棟において精神病患者を救護する業務等	- 千円	日額 1,200 円
	放射線科の診療放射線技師	エックス線その他の放射線等を人体に対して照射する業務等	- 千円	
	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	リハビリテーション業務等	- 千円	
	臨床検査技師	検体検査業務、生理機能検査業務等	- 千円	
	歯科衛生士	歯科予防措置業務、歯科診療補助業務、歯科保健指導業務等	- 千円	
	臨床工学技士	生命維持管理装置の操作業務、保守点検業務等	- 千円	
緊急走行手当	救急救命士	緊急自動車に乗りし緊急走行の業務に従事	- 千円	日額 470 円
特別技術者手当	電気主任技術者又は特定高圧ガス取扱主任者	電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者が行う業務	- 千円	月額 2,600 円
看護職員等処遇改善手当	看護師	看護師が勤務したとき	- 千円	月額 12,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	336,846 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	353 千円
支給実績(4年度決算)	384,741 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	408 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される。	同	-	79,513 千円	244,656 円	
	配偶者					6,500 円
	子					10,000 円
	父母等					6,500 円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 加算となる額(1人につき)		5,000 円			

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される。 借家・借間(限度額) 27,000円	同	-	93,514 千円	304,606 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合に支給される。 交通機関利用者(限度額) 55,000円 交通用具利用者 2,000円～31,600円	同	-	31,640 千円	50,064 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給している。 院長 149,000円 副院長 127,000円 診療局長 113,000円 診療局次長 105,000円 部長 97,000円 医長 93,000円 医師 67,000円 部長級 76,000円 次長級 63,000円 課長級 54,000円	異	一般行政職の制度 保健所長 140,000円 科長 97,000円 部長級 76,000円 次長級 63,000円 課長級 54,000円	149,201 千円	981,586 円
寒冷地手当	寒冷地手当は、国において寒冷地手当の支給地域を定めており青森県内は5級地としている。(毎年11月から翌年3月まで支給される。) 世帯主 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 その他の職員 7,360円	同	-	58,603 千円	53,913 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給される。	同	-	74,618 千円	160,469 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日に、本来の勤務に従事しないで庁舎、備品、書類等の保全その他必要な事務に従事した場合において、その勤務回数に応じて支給される。 医師又は歯科医師(管理者が定める者) 25,000円 30,000円 医療技術職員等 6,100円	異	医師の手当のみ一般行政職より高額に設定	84,482 千円	665,213 円